

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合は、この特約が適用されます。

証券番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 保険適用地域に関する特約

### 第1条（保険適用地域に関する読み替え）

- (1) この特約が付帯される保険契約においては、サイバーセキュリティ拡張補償特約第1章第6条（保険責任のおよぶ地域）を適用しません。
- (2) サイバーセキュリティ拡張補償特約「用語の説明」に定める措置の規定を以下のとおり読み替えます。

読替前	読替後
情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に実際に講じられた処置をいいます。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、日本国内において実際に講じられた処置に限ります。	情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。

### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。